

会長	事務局長	主幹	係

大府市農業委員会

第 6 7 6 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、第676回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和4年1月20日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和4年1月20日（木） 午後3時～3時40分
- ・開催場所 大府市役所5階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	1 3 番	久野 一弘
副会長	1 2 番	深谷 勝義
委 員	1 番	近藤 武
	2 番	服部 啓子
	3 番	濱島 守
	4 番	本田 貴士
	5 番	鈴木 広子
	6 番	竹内 敬三
	7 番	相羽 誠二
	8 番	深谷 英一
	9 番	神谷 登
	1 0 番	成田 正彦
	1 1 番	加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

	1 4 番	浅田 勲
	1 5 番	大嶋 英二
	1 6 番	加古 俊治
	1 7 番	鈴置 省悟
	1 8 番	深谷 幸子
	1 9 番	山口 茂樹

- ・欠席委員

（農業委員） なし

（農地利用最適化推進委員） なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 6 7 6 回）

令和 4 年 1 月 2 0 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	
5	報告 4	使用貸借契約の解約通知について	
6	報告 5	現況証明願について	
7	報告 6	農地改良届出について	
8	報告 7	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願書について	
9	報告 8	農地台帳登載申請について	
1 0	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
1 1	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 2	議案 3	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）	
1 3	議案 4	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 伴 則幸
 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第676回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(伴 則幸 事務局長)

総会の定足数につきましてご報告いたします。

農業委員会の在任委員13名全員の出席で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員6名全員の出席をいただいております。

(久野一弘 議長)

日程第1「会議書記の指名」を行ないます。

本日の会議書記には農業委員会事務局の伴則幸氏と松下景美氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第2「報告第1号」『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』から、日程第9「報告第8号『農地台帳登載申請について』まで、事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

日程第2報告第1号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書1頁から4頁の13件です。畑27筆、田1筆、転用面積は5,843㎡で、転用目的は資材置場1件、住宅2件、宅地8件、駐車場2件です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第3報告第2号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』ご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書5頁から6頁までの7件、畑20筆、田5筆、計25筆、12,661.34㎡の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第4報告第3号『農地法第18条第6項の規定による通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の賃貸借の合意による解約通知で、議案書7頁の2件、田5筆、2,714㎡の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第5報告第4号『使用貸借契約の解約通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の使用貸借の合意による解約通知で、議案書8頁の2件、田4筆、1,430.44㎡の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第6報告第5号『現況証明願について』ご説明します。

20年以上前から非農地であることが公的な証明にて確認できることをもって願い出されるもので、議案書9頁の1件、畑1筆、208㎡の願い出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第7報告第6号『農地改良届出について』ご説明します。

農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書10頁の計2件、畑1筆、田1筆、合計4,937㎡の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりましたので、局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第8報告第7号『農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願書について』ご説明します。議案書11頁の1件、田1筆、3.28㎡です。当該案件につきましては、令和3年11月19日開催の総会において、議案第3号の1番において審議し、委員会が特に付すべき意見はなしと議決したもので、現在愛知県において審査中の案件でございますが、事業の見直しが発生したため取下願書が提出されました。直ちに愛知県に送付し、1月5日付けで、県より文書が返送されましたことをご報告します。

続いて日程第9報告第8号『農地台帳登載申請について』ご説明します。非農地であったものを農地として農地台帳に登載するに当たって申請されるもので、議案書12頁の1件、畑1筆、69㎡です。

所有する農地の間に通っていた赤道の払い下げを受け、令和3年12月に雑種地から畑に地目変更の登記がなされたもので、周辺農地と一体利用するために、農地台帳に登載するものであります。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第8号までについて質問、意見等はございませんか。

(「なし」の声)

質問、意見等がないようです。

これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第10議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』2件を上程いたします。

事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明します。農地を農地として権利設定、移転を行うものであり、議案書13頁の大府市農業委員会の許可案件の2件、畑6筆、2,214㎡です。

1番の案件は経営規模の拡大、2番の案件は親子間の経営移譲が目的の申請です。

議案内容の詳細については協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はございませんか。

(「なし」の声)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について相羽委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

1 番の譲受人は所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

2 番の案件について竹内委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

2 番の譲受人は所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第 1 号を採決します。

本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第 1 1 議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』2 件を上程します。

事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』ご説明します。

市街化調整区域内の権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書の 1 4 頁、愛知県知事の許可案件 2 件です。

1 番の案件は一体利用地の共同住宅の建て替えに伴い、駐車場への通路を確保する目的で転用するものです。農地区分は、住宅等その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね 1 0 ヘクタール未満の規模の農地の区域にある農地で、第 2 種農地と判断されます。

2 番の案件は、隣接地に建設する賃貸住宅 3 棟の敷地の一部及び進入路として転用するものです。

農地区分は、知多半島道路大府東海インターチェンジ出入口より概ね 3 0 0 m 以内の区域にある農地で第 3 種農地と判断されます。

いずれも、申請書類審査及び現地確認を踏まえ、許可見込ありと考えられます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はありませんか。

(「なし」の声)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について相羽委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

1 番の申請地の農地区分は第 2 種農地ですが、一体利用する集合住宅と駐車場を結ぶ通路として約 1 坪を転用するもので、周囲をコンクリートブロックにて囲い、雨水等が流出しないよう対応されるため、影響はないと考えられますので、問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などありませんか。

(「なし」の声)

2 番の案件について浅田委員どうぞ。

(浅田 勲 委員)

2 番の申請地の農地区分は第 3 種農地ですが、周囲 4 方向の内、一方は市道、残りの三方は宅地に囲まれているため、農地への影響はないと考えられますので、問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などありませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第 2 号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第 2 号は委員会の意見なしで愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第 12、議案第 3 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』11 件を上程します。事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

議案第 3 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』ご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されております。

議案書 15 頁から 17 頁の 11 件です。

すべて新規で、市内の方 3 名によるもので、田 19 筆、合計 19,291 m² 申請でございます。いずれの借り手も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については議案書に記

載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第3号を採決します。

原案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり承認することに決定します。

次に、日程第13議案第4号『農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）』23件を議題とします。

この内、設定番号6440番6441番の2件は、私、久野一弘が、議事参与に当たる議案となります。

はじめに、議事参与に該当しない21件について審議します。

事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

議案第4号『農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）』であります。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されております。

公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定する場合に、貸し手、中間保有、借り手を一括で計上するもので、借り手の審査になります。

議案書18頁から25頁の23件です。

この内議事参与の制限に該当しない21件は、市内の方が2名、市外法人が1団体です。いずれの借り手も農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第4号の内、議事参与の制限に該当しない21件を採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので議案第4号の内、議事参与の制限に該当しない21件は、原案のとおり承認することに決定します。

次に、議案第4号のうち、設定番号6440番6441番は、私、久野一弘が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、大府市農業委員会会議規則第5条第2項の規定により、深谷副会長に議長をお願いし、退室します。

(久野一弘委員 退室 / 議長交代)

(深谷勝義 議長)

それでは、議案第４号のうち久野一弘委員の議事参与案件である設定番号
６４４０番６４４１番について審議します。

事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

設定番号６４４０番６４４１番は、借り手の久野一弘委員へ利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしていると考えます。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(深谷勝義 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第４号のうち設定番号６４４０番６４
４１番を採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第４号のうち設定番号６４４０番６４４１番は、
原案のとおり承認することに決定します。

久野会長は、入室してください。

(久野一弘委員 入室 / 議長交代)

(久野一弘 議長)

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第６７６回総会を閉会します。